

株式会社ラッキーが発行する 有効期限のない「ラッキー・ハロー共通商品券」 利用終了及び払戻し実施のお知らせ

このたび、有効期限のない「ラッキー・ハロー共通商品券」は、令和2年9月25日をもって店頭でのご利用を終了させていただきますので、当該商品券をお持ちのお客様は、令和2年9月25日(金)までにご利用ください。

ご利用終了後の未使用商品券の取扱いについて

上記ご利用終了日経過後の「有効期限のない『ラッキー・ハロー共通商品券』」について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻し手続きを行いますので未使用の当該商品券をお持ちのお客様は期間内にお申し出いただきますようお願いいたします。

払戻期間

令和2年9月26日(土)～令和2年12月25日(金)
午前10時～午後4時(土曜・日曜・祝日を除く)

払戻期間内にお手続きされない場合は、当該払戻手続きから除斥されますのでご注意ください。

申出方法

株式会社大阪屋ショップ 本社 総務部までご連絡をお願いいたします。こちらから申出者さまのところに伺い、所定用紙に必要な事項をご記入いただきます。

払戻方法

当該商品券と、申出者さまにご記入いただいた用紙をいったんお預かりいたします。後日、商品券の額面通りの金額を現金にてお支払いたします。

【お問い合わせ先】 株式会社大阪屋ショップ 本社 総務部 北村
(〒939-8064 富山市赤田487番地1)
☎076(421)1500
受付時間 午前10時～午後4時(土曜・日曜・祝日を除く)